

一般社団法人 東京空調衛生工業会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は、一般社団法人東京空調衛生工業会（略称「東空衛」）という。

(事務所)

第 2 条 この会は、主たる事務所を東京都中央区新富二丁目 2 番 7 号におく。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この会は、空気調和・給排水衛生・消火・地球環境その他の設備工事に関する諸問題を調査研究し、経営の合理化、技術の向上及び交流を図り、設備工事の能率化と高度化を推進することにより公共の福祉増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 設備工業の技術及び安全衛生管理に関する調査研究及び普及
- (2) 設備工業に関する情報及び資料の収集並びにその普及及び啓発
- (3) 設備工業の資材、機器類の研究及び普及
- (4) 会館施設、機器類及び図書資料等の提供
- (5) 官公庁その他関係機関に対する建議・請願及びその諮問に対する答申
- (6) 設備工業の普及及び啓発のための広報及び協力
- (7) 防災等緊急時における応急活動
- (8) 低炭素社会実現に関する設備技術の研究及び普及並びに協力
- (9) その他この会の目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業は、東京都において行う。

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 この会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 建設業法により管工事業の許可を受けた東京都内に本店、支店又は常設的な営業所を有する設備工事業者で、この会の目的に賛同して入会した団体であって、次条の規定によりこの会の正会員となったもの。
- (2) 贊助会員 管工事に使用する材料、機器類の製造業者又は販売業者でこの会の目的に賛同して入会したもの

2. 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。
3. 会員は、この会に対して代表者としてその権利を行使する者(以下「登録代表者」という)1名を定め、これを会長に届けるものとする。

(会員の資格の取得)

第6条 この会の会員になろうとする者は、正会員2名以上の紹介を得て、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 この会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎4半期、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。(任意退会)

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において正会員総数の4分の3以上の同意を得て、その会員を除名することができる。

- (1) この会の定款に違反したとき。
 - (2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
2. 会員を除名しようとするときは、その会員に対し、総会において弁明の機会を与えるなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を、正当な理由なく1年以上履行せず、かつ、催告に応じない場合で、理事会が退会を議決したとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散したとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 会員がすでに納入した入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(权限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認
- (3) 会員の経費負担の額（会費及び入会金規則）
- (4) 定款の変更
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開 催）

第14条 総会は、定期総会として毎年度終了後2ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招 集）

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 正会員総数の5分の1以上の正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により総会の招集を請求することができる。会長は、請求があった日から30日以内に総会を招集しなければならない。
3. 会長は、総会を招集する場合は、総会の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開催の7日前までに通知しなければならない。

（議 長）

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

（議決権）

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

（決 議）

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定

数の枠に達する者を選任することとする。

4. 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知のあった事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合においては、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議事録には、議長のほか、総会に出席した正会員のなかから総会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第 5 章 役 員

(役員の設置)

第20条 この会に次の役員を置く。

- (1) 理 事 12人以上17人以内
- (2) 監 事 1人以上3人以内
2. 理事のうち1人を会長、1人以上2人以内を副会長、1人を専務理事とする。
3. 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、正会員のなかから総会において選任する。ただし、専務理事及び監事のうち1人に限り会員以外から選任することができる。

2. 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この会を代表し、その業務を執行する。
3. 副会長は、会長を補佐する。
4. 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この会の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了時までとする。

3. 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期が満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事又は監事が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、正会員総数の3分の2以上の決議に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えがたいと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2. 役員には、費用を弁償することができる。

第 6 章 理 事 会

(構 成)

第27条 この会に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3. 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(権 限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この会の業務執行の決定

(2) 理事の業務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

2. 前項第(3)号の選定において、再任は妨げないものとする。

(招 集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3. 理事会は、2ヶ月に1回以上開催する。また、理事現在数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により請求があつたときに開催する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議事録には、会長のほか、当該理事会に出席した理事のなかからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印する。

第 7 章 委 員 会

(委員会の設置等)

第32条 第4条に規定する事業を積極的に推進するため、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

2. 委員会に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 8 章 財 産 及 び 会 計

(事業年度)

第33条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(財産の構成)

第34条 この会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
(2) 会計年度内における次に掲げる収入

イ 会 費
ロ 寄附金品
ハ 事業に伴う収入
ニ 財産から生ずる収入
ホ その他の収入

(財産の管理)

第35条 この会の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会で定める。

(経費の支弁)

第36条 この会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この会の事業計画書及びこれに伴う予算書は、事業年度開始前に、事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の決議を得て、事業年度開始後の総会において報告するものとする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(暫定予算)

第38条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。

2. 前項の規定により編成した暫定予算は、総会において承認を得なければならない。

3. 第1項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第39条 この会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、2ヶ月以内に事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、総会において出席者の3分の2以上の決議を得なければならぬ。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第40条 この会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員総数の3分の2以上の決議を得て借り入れをすることができる。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 この会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2. 総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の同意を得て解散する。

(剰余金)

第43条 この会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の処分)

第44条 解散後の残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 事務局及び職員

(事務局の設置等)

第45条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には、必要な職員を置く。

(職員の任免)

第46条 職員の任免は、会長が行う。

第 11 章 雜 則

(委 任)

第47条 この定款の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

第 12 章 公 告 の 方 法

(公 告)

第48条 この会の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。
- 2 社団法人東京空気調和衛生工事業協会の会員であるものは、第6条の規定にかかわらず、一般社団法人の登記の日にこの会の会員になったものとみなす。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 社団法人東京空気調和衛生工事業協会の諸規則等は、一般社団法人東京空調衛生工業会の諸規則等として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。
- 5 この会の最初の代表理事は、是常 博とする。